（業務の報告）

第十条　既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、事業年度ごとに、その事業年度の財務状況、既存住宅状況調査技術者講習事務の実施状況及び住宅居住者等からの相談等への対応状況に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

（既存住宅状況調査技術者講習事務の休廃止）

第十一条　既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、既存住宅状況調査技術者講習事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に届け出るものとする。

一　休止し、又は廃止しようとする既存住宅状況調査技術者講習の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間

三　休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十二条　既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　既存住宅状況調査技術者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、既存住宅状況調査技術者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、既存住宅状況調査技術者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち既存住宅状況調査技術者講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ　磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（適合勧告）

第十三条　国土交通大臣は、既存住宅状況調査技術者講習実施機関が第五条第一項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その既存住宅状況調査技術者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（改善勧告）

第十四条　国土交通大臣は、既存住宅状況調査技術者講習実施機関が第七条の規定に違反していると認めるときは、その既存住宅状況調査技術者講習実施機関に対し、同条の規定による既存住宅状況調査技術者講習事務を行うべきこと又は既存住宅状況調査技術者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（登録の取消し等）

第十五条　国土交通大臣は、既存住宅状況調査技術者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該既存住宅状況調査技術者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて既存住宅状況調査技術者講習事務の全部又は一部の停止を指示することができる。

一　第四条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第八条、第九条、第十一条、第十二条第一項又は第十七条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　正当な理由がないのに第十二条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

五　前二条の規定による勧告に従わなかったとき。

六　第十八条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　不正の手段により第二条第五項の登録を受けたとき。

（登録の取消しに伴う措置）

第十六条　既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、前条の規定により登録を取り消されたときは、その既存住宅状況調査技術者講習事務の全部を、当該既存住宅状況調査技術者講習事務の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する既存住宅状況調査技術者講習実施機関に引き継ぐことができる。

（帳簿の記載等）

第十七条　既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一　既存住宅状況調査技術者講習の実施年月日

二　既存住宅状況調査技術者講習の実施場所

三　講義を行った講師の氏名並びに講義において担当した科目並びにその時間

四　受講者の氏名、生年月日及び住所

五　既存住宅状況調査技術者講習を修了した者にあっては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明書番号

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ既存住宅状況調査技術者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、既存住宅状況調査技術者講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4　既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、次に掲げる書類を備えなければならない。

一　既存住宅状況調査技術者講習の受講申込書及び添付書類

二　講義に用いた教材

三　終了した修了考査の問題、答案用紙及び採点に関する資料

5　前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ既存住宅状況調査技術者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する書類の備付けに代えることができる。

6　既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、第四項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、既存住宅状況調査技術者講習を実施した日から五年間保存しなければならない。

（報告の徴収）

第十八条　国土交通大臣は、既存住宅状況調査技術者講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、既存住宅状況調査技術者講習実施機関に対し、既存住宅状況調査技術者講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。